

## 令和3年第6回厚岸町教育委員会会議録

招 集	日 時	令和3年4月16日 午前10時00分	
	場 所	庁議室	
開 会 日 時		令和3年4月16日 午前10時00分	
閉 会 日 時		令和3年4月16日 午前10時24分	
出 席 委 員		田 辺 正 保	
		濱 秀 利	
		森 脇 直 美	
		成 澤 幸 恵	
欠 席 委 員			
会議録署名	教 育 長	酒 井 裕 之	
委 員	委 員	森 脇 直 美	
会 議 出 席 者	事務局職員	管理課長 指導室長 管理課長補佐 学校給食センター所長 生涯学習課長 情報館長 スポーツ課長	真里谷 隆 廣 瀬 巧 車 塚 洋 櫻 庭 康 江 早 川 知 記 秋 田 裕 子 高 橋 俊 彦
	その他の者		

議事日程

日 程	議案番号	付 議 事 件
1		開会
2		会期の決定
3		前回会議録の承認
4		会議録署名委員の指名
5	(報 告)	
	報告第2号	教育長の報告すべき事項について【報告済】
	報告第3号	教育長の報告すべき事項について【報告済】
6	(議 案)	
	議案第25号	厚岸町奨学審議会委員の委嘱について【原案可決】
	議案第26号	厚岸町立教育研究所運営委員会委員の委嘱について【原案可決】
	議案第27号	厚岸町社会教育委員の委嘱について【原案可決】
	議案第28号	厚岸町公民館運営審議会委員の委嘱について【原案可決】
	議案第29号	厚岸情報館協議会委員の任命について【原案可決】
	議案第30号	教育財産の用途廃止について【原案可決】
7		閉会

## 令和3年第6回厚岸町教育委員会

令和3年4月16日

午前10時00分開会

●教育長           ただいまから、令和3年第6回厚岸町教育委員会を開会  
します。これから、本日の会議を開きます。

          なお、本日の日程は、既に配付されている日程表のとおり  
であります。

●教育長           日程第2「会期の決定」についてであります。委員会の  
会期を本日、4月16日の1日間としてよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長           それでは、会期を本日4月16日の1日間といたします。  
また、本日の付議事件のうち、「報告第3号」について  
は、奨学金に関する議案のため、会議規則第15条の規定に  
基づき、非公開とし、公開事件が終了した後に報告を行いた  
いと思います。

          その他の議案については、公開として議事を進めたいと  
思いますがよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長           それでは、そのように決定いたします。

●教育長           日程第3、「前回会議録の承認」についてであります。  
令和3年3月26日に開会した第5回教育委員会の会議録の  
承認についてであります。会議録署名委員の濱委員、私  
がそれぞれ署名済みでありますので、これをもちまして承  
認とさせていただきます。

●教育長 日程第4、「会議録署名委員の指名」についてであります。本日の会議録署名委員は、会議規則第17条の規定により、森脇委員を指名いたします。

●教育長 日程第5、報告第2号「教育長の報告すべき事項について」を議題といたします。職員は、報告内容の説明をしてください。

●管理課長 ただ今上程いただきました、報告第2号「教育長の報告すべき事項について」その内容を報告させていただきます。

議案書1ページをご覧くださいと思います。

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師については、学校保健安全法において配置が義務づけられているため、委嘱したものであります。

議案書2ページの別紙をご覧くださいと思います。

令和3年度の厚岸町学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱内容であります。

1、氏名等でございます。

まず、学校医の委嘱でございます。厚岸小学校、真龍小学校、厚岸中学校の3校につきましては、町立厚岸病院の佐々木院長、江本副院長、竹山副院長の3名を委嘱しており、町立病院の常勤医師全員を学校医として委嘱しております。太田小学校、真龍中学校、太田中学校の3校につきましては、田中医院の田中先生に引き続き委嘱したものであります。

学校歯科医につきましては、全部の学校を中村小児歯科クリニックの中村院長に引き続き委嘱をしております。

学校薬剤師につきましては、全部の学校を町立厚岸病院の薬剤師に委嘱しておりますが、薬剤師2名、本川薬局長本川主任薬剤師に委嘱をしております。

2、任期については、令和3年4月1日から令和4年3月31日となり、期間は1年間となっております。

以上、簡単な説明でございますが、厚岸町学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱の報告とさせていただきます。

- 教育長 内容は、厚岸町学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱についてであります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

- 教育長 なければ、これで報告第2号を終わります。

- 教育長 日程第6、議案第25号「厚岸町奨学審議会委員の委嘱について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

- 管理課長 ただ今上程いただきました、議案第25号「厚岸町奨学審議会委員の委嘱について」、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

議案書の7ページをご覧くださいと思います。

厚岸町奨学審議会委員については、7名の委員で構成されておりますが、

委員名簿のうち、2号委員、三田村委員及び小川委員、町外転出により同委員に欠員が生じるため、厚岸町奨学資金貸与条例第4条第2項の規定により、新たに委員を委嘱いたしたく本議案を提出するものであります。

委嘱する者の氏名であります。

2号委員、福田雅人氏であります。この4月に厚岸翔洋高校に赴任されました校長先生であります。

同じく2号委員、佐野哲哉氏であります。真龍小学校の校長先生であります。

なお、性別、生年月日、住所等は記載のとおりでござ

いますので省略させていただきます。

任期は、令和4年3月31日までで、前任者の残任期間の1年間となっています。

8ページをお開き願います。

参考として、関係条文の抜粋と令和3年3月31日現在の委員名簿を掲載しておりますので参照願います。

以上、簡単な説明でございますが、議案第25号「厚岸町奨学審議会委員の委嘱について」の説明とさせていただきます。ご審議の上ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

- 教育長 内容は、欠員による厚岸町奨学審議会委員の委嘱についてであります。これから質疑を行います。

(ありませんの声)

- 教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

- 教育長 では、そのように決定いたします。

- 教育長 次に、議案第26号「厚岸町立教育研究所運営委員会委員の委嘱について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

- 管理課長 ただ今上程いただきました、議案第26号「厚岸町立教育研究所運営委員会委員の委嘱について」、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

議案書の9ページをご覧くださいと思います。

厚岸町立教育研究所運営委員会委員については、10名の委員で構成されておりますが、第2号委員の教頭代表

であります。国井彩子氏、町外転出により、同委員に欠員が生じるため、規則第9条第1項の規定により、新たな委員を委嘱いたしたく本議案を提出するものであります。

委嘱する者の氏名であります。松永達郎氏であります。厚岸中学校の教頭であります。

なお、性別、生年月日、住所等は記載のとおりでございますので省略させていただきます。

任期は、令和4年3月31日までで、前任者の残任期間の1年間となっております。

10ページをお開き願います。

参考として、厚岸町立教育研究所設置条例施行規則の関係条文の抜粋と、令和3年3月31日現在の委員名簿を掲載しておりますので参照願います。

以上、簡単な説明でございますが、議案第26号「厚岸町立教育研究所運営委員会委員の委嘱について」の説明とさせていただきます。ご審議の上ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●教育長 内容は、欠員による厚岸町立教育研究所運営委員会委員の委嘱についてであります。これから質疑を行います。

(ありませんの声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 次に、議案第27号「厚岸町社会教育委員の委嘱について」と議案第28号「厚岸町公民館運営審議会委員の委嘱

について」を一括議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●生涯学習課  
長

ただ今上程いただきました、議案第27号「厚岸町社会教育委員の委嘱について」及び議案第28号「厚岸町公民館運営審議会委員の委嘱について」、その提案理由と内容をご説明申し上げます。

議案書11ページをご覧ください。

はじめに、議案第27号「厚岸町社会教育委員の委嘱について」であります。

厚岸町社会教育委員は、12名の委員を委嘱しておりますが、このうち三田村委員が、本年4月1日付け人事異動により、町外へ転出したことに伴い、同委員に欠員が生じたことから、社会教育法第15条第2項及び社会教育委員設置条例第3条の規定により、補欠による委員を委嘱いたしたく、提案するものであります。

住所、厚岸郡厚岸町湾月1丁目128番地。氏名、福田雅人氏。生年月日、性別、職業は記載のとおりで厚岸翔洋高等学校校長であります。

任期は、社会教育委員設置条例第3条第2項ただし書きの規定により、前任者の残任期間とし、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間とするものであります。

委員区分は、学校教育であります。

なお、関係法令、関係条文及び令和3年3月31日現在の委員名簿について、次ページに記載しておりますので、参考として頂きたいと思っております。

続きまして、議案第28号「厚岸町公民館運営審議会委員の委嘱について」であります。

議案書13ページをご覧ください。

厚岸町公民館運営審議会委員は、12名の委員を委嘱しておりますが、このうち三田村委員が、本年4月1日付け人事異動により、町外へ転出したことに伴い、同委員



に欠員が生じたことから、社会教育法第30条及び厚岸町公民館条例第6条の規定により、補欠による委員を委嘱いたしたく、提案するものであります。

住所、氏名、生年月日、性別、職業につきましては、議案第27号と同様ですので、省略させていただきます。

任期は、同条例第6条第3項ただし書きの規定により、前任者の残任期間とし、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間とするものであります。

委員区分は、同条第2項の規定による学校教育であります。

なお、関係法令、関係条文及び令和3年3月31日現在の委員名簿について、次ページに記載しておりますので、参考として頂きたいと思っております。

以上、簡単な説明でございますが、議案第27号及び第28号の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●教育長

内容は、欠員による厚岸町社会教育委員と厚岸町公民館運営審議会委員の委嘱についてであります。これから質疑を行います。

(ありませんの声)

●教育長

なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長

では、そのように決定いたします。

●教育長

次に、議案第29号「厚岸情報館協議会委員の任命について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内

容の説明をしてください。

- 生涯学習課長 　　ただ今上程いただきました、議案第29号「厚岸情報館協議会委員の任命について」、その提案理由と内容をご説明申し上げます。

議案書の15ページをご覧くださいと思います。

厚岸町校長会の役職替えに伴い、厚岸情報館協議会委員に欠員が生じたため、図書館法第15条及び厚岸情報館設置条例第7条の規定により、前任者の残任期間を補欠委員として任命いたしたく、本議案を提出するものであります。

氏名等であります。

氏名、佐藤敬喜氏。住所、生年月日、性別等は記載のとおりで、職業は教員で真龍中学校の校長であります。

任期は、令和3年4月1日から令和4年3月31日まででございます。

委員区分は、学校教育であります。

なお、関係法令、関係条文及び令和3年3月31日現在の委員名簿について、次ページに記載しておりますので、参考として頂きたいと思います。

以上、簡単な説明でございますが、議案第29号の説明とさせていただきます。ご審議の上ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

- 教育長 　　内容は、欠員による厚岸情報館協議会委員の任命についてであります。これから質疑を行います。

(ありませんの声)

- 教育長 　　なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長                   では、そのように決定いたします。

●教育長                   次に、議案第30号「教育財産の用途廃止について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長               ただ今上程いただきました、議案第30号「教育財産の用途廃止について」、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

旧糸魚沢小学校は、閉校後の新たな利用方法を検討してきたところであり、文部科学省や厚岸町教育委員会のホームページに掲載し、広く全国から個人、団体の募集を行っているところでありますが、町内業者から、旧糸魚沢小学校の敷地の一部を買いたいとの問い合わせがありました。

このため、その評価価格を決定するため、令和2年度予算において不動産鑑定業務委託料を計上し、鑑定しております。

今回、教育財産の用途廃止をしようとする土地は、現在使用しておらず、今後も教育用財産としての利活用を予定していないため、普通財産に変更するため、教育財産から廃止したく本案を提出するものであります。

1、行政財産（公有・教育財産）廃止一覧であります。所在地、厚岸町糸魚沢322－2番地、面積5,110平方メートル及び325－2番地、面積は1,050平方メートルであります。

2、土地の配置等については、別紙位置図によるものであります。別紙位置図をご覧ください。売却予定地は、町道糸魚沢茶内間道路から続く土地で、旧糸魚沢小学校校舎前のグランド用地及び雑種地で、色塗りしている部分であります。

なお、購入後の活用方法は、続け地にある奥の山林の

施業道路及び伐採立木の土場としての利用を予定していると聞いております。

以上、簡単な説明でございますが、議案第30号「教育財産の用途廃止について」の説明とさせていただきますので、ご審議の上ご承認いただきますようお願いいたします。

- 教育長 内容は、旧糸魚沢小学校グラウンド用地に関わる教育財産の用途廃止についてであります。これから質疑を行います。

(ありませんの声)

- 教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

- 教育長 では、そのように決定いたします。

- 教育長 これより非公開事件の報告第3号を議題とします。暫時休憩いたします。

休憩後の報告第3号につきましては、管理課長に出席願います。

そのほかの職員につきましては、ここで、退席いただいて結構です。お疲れさまでした。

[休憩 午前10時18分]

[再開 午前10時19分]

- 教育長 会議を再開いたします。報告第3号「教育長の報告すべき事項について」を議題といたします。職員は、報告内容の説明をしてください。

●管理課長 【非公開事件のため省略】

●教育長 内容については、ただいまの説明のとおりですが、質疑ございますか。

【非公開事件のため省略】

●教育長 他にございませんか。

(ありませんの声)

●教育長 なければ、これで報告第3号を終わります。

●教育長 その他、総体的に何かございますか。

(ありませんの声)

●教育長 無いようですので、以上で、本日の会議日程は全て終了しました。

これをもちまして、第6回教育委員会を閉会します。